

申請後家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課へ手続きが必要です

施設等利用給付認定（新2号・新3号）申請をされた方は、保育要件を満たす必要があります。

保育要件については、「令和5年度 幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園（私学助成園）・認可外保育施設 利用案内」をご確認ください。

変更内容によっては、保育要件を失い、保育認定できなくなることがあります。

次の場合に該当したときは、保育課への書類提出等の手続きが必要となりますのでご留意ください。

家庭状況等の変更	申請書類（※「〇〇」は様式有）
① 入所児童の弟・妹に係る育休を取得予定で、育休中も在園し、給付を希望する	●「就労証明書」
② 勤務時間等が変わる	
③ 求職活動中で就労先が決まった	
④ 転職する	●前職の退職証明書等退職日が確認できるもの ●新しい勤務先の「就労証明書」
⑤ 退職し、求職活動をする	●前職の退職証明書等退職日が確認できるもの ●「施設等利用給付の実施に関する変更(解除)届出書」
⑥ 出産を予定している	●母子健康手帳の表紙 ●分娩予定日記載のページ
⑦ 子どもが産まれた	●「施設等利用給付の実施に関する変更(解除)届出書」
⑧ 転園する	
⑨ 市外に転出する	
⑩ 氏名を変更する	
⑪ 世帯構成（同居者等）が変更する	
⑫ 修正申告により、市民税非課税世帯となる	●市民税非課税証明書
⑬ 生活保護の受給を開始する	●生活保護受給証明書

※ 提出期日などの詳細は裏面をご覧ください。

① 入所児童の弟・妹に係る育休を取得予定で、育休中も在園し、給付を希望する方
育児休業期間が記載された「就労証明書」を育児休業取得開始前までに提出してください。
② ③ 勤務時間等が変わる方、求職活動中で就労先が決まった方
新しい勤務先・勤務内容の「就労証明書」を速やかに提出してください。
④ 転職する方
前職の退職証明書等退職日が確認できるもの、及び新しい勤務先の「就労証明書」を速やかに提出してください。その後、3か月分の就労実績が記入された「就労証明書」を就労開始から4か月目の末日までに再度提出してください。
⑤ 退職し、求職活動をする方
退職後速やかに、前職の退職証明書等退職日が確認できるもの、及び「施設等利用給付の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。求職活動要件の認定期間は最長3か月間です。
求職活動中は1日4時間以上かつ週3日以上、求職活動をしてください。退職日から1か月経過後に就労できていない場合は、5日以内（5月1日退職の場合は6月5日まで）に「求職活動状況報告書」、「求職活動報告書」及びハローワークカード、派遣登録証、面接案内、面接実施の通知、不採用通知等のコピーなど求職活動を証明できる書類を提出してください。
⑥ 出産を予定している方
母子健康手帳の表紙及び分娩予定日記載のページのコピーを提出してください。
⑦ ⑧ 子どもが産まれた方、転園する方
「施設等利用給付の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。
⑨ 市外に転出する方
「施設等利用給付の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。引き続き保育認定を希望する方は、転出先の市町村であらためて認定申請をする必要があります。事前に保育課までご連絡ください。
⑩ 氏名を変更する方
「施設等利用給付の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。結婚・離婚を伴う場合は戸籍謄本（変更日を確認するため）を添付してください。
⑪ 世帯構成（同居者等）が変更する方
「施設等利用給付の実施に関する変更（解除）届出書」を提出してください。同一の建物に居住している場合は「同居」とみなします（二世帯住宅や、住民票上の世帯が別でも「同居」とみなします）。同居者等が親族以外の場合であっても届出が必要です（事実婚とみなされます）。また、別居の事実婚等も届出が必要です。
⑫ 修正申告により、市町村民税額に変更のあった方
市民税非課税世帯の、認可外保育施設を利用する0歳から2歳までのお子さん又は幼稚園及び認定こども園の満3歳児のおさんは、給付の対象となります。修正申告により、給付の対象となる又は給付の対象から外れる場合は、保育課までご連絡ください。
⑬ 生活保護の受給を開始又は停止する方
生活保護の受給を開始又は停止する方は、保育課までご連絡ください。
⑭ その他の変更があった方 その他の変更については保育課へご連絡ください。